

ハ. 適用対象とリスクアセスメントの範囲

本マニュアルの対象事業場、作業者および対象は次のとおりです。

- ① **事業場**：鋳物製造装置を使い、鋳物製品を製造している中小の事業場。本マニュアルでは、鋳物製造事業場と称します。従業員 50 名未満の事業場でも活用できるように配慮されています。
- ② **作業者**：当該職場で常時作業する者の他、臨時に作業したり入場したりする者も含まれます。
- ③ **リスクアセスメントの対象**：労働災害や健康障害をもたらす危険性又は有害性全般に係わるリスクの全てが評価対象とされます。なお、リスクアセスメントは作業単位で実施し、危険な機械設備や有害な作業環境のある作業を優先して行います。